令和6年第2回 島尻消防組合議会7月臨時会

会議録

令和6年7月2日(火)

	令和6年	等2回 島尻消防約 7月臨時会	1日目	
招集月日		令和6年7	月2日(火)	
招集場所		島尻消防組合		
開閉会等日	開会	午前10時00分	議長	運天 貴也
時及び宣告	閉会	午前10時29分	議長	運天 貴也
	議員番号	氏 名		
出席(応招)第2回 7月臨時会	1番	仲間 光枝		
	2番	宮城 勝也		
	3番	森山 悟		
	4番	新垣 勝夫		
欠席(不応招)議員				
議事録署	議事録署名議員		4番 新垣 勝夫	
職務の為議場	に出席した者		書記 新垣 輝	
	管理者	古謝 景春	第一警備課長	新垣 強
	副管理者	新垣 安弘	第二警備課長	金城 正和
地方自治法121条	消防長	城間 功	第三警備課長	平安名 勲
により説明の為議 場に出席した者の	次長兼総務課長	島袋 清正		
職、氏名	署長兼警防課長	仲村 常司		
	会計管理者 兼会計課長	比嘉 典夫		
	予防課長	大城 学		

令和6年第2回島尻消防組合議会7月臨時会会期日程表

会期	月日	会議区分	会議時刻	日程
1	七月二日(火)	本 会 議	10 時	第1.会議録署名議員の指名について 第2.会期の決定について 第3.諸般の報告について 第4.管理者あいさつ 第5.専決処分令和5年度島尻消防組合一般会計予算(第5号)の承認を求めることについて 第6.令和5年度島尻消防組合一般会計繰越明許費繰越計 算書の報告について 第7.令和6年度災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車契 約の締結について 第8.令和6年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算 (第1号)について

会期 令和6年7月2日(火) 1日間

令和6年第2回島尻消防組合議会7月臨時会議事日程

日 程	付議事件	件名	備考
第1		会議録署名議員の指名について	
第2		会期の決定について	
第3		諸般の報告について	
第4		管理者あいさつ	
第 5	承認第1号	専決処分令和5年度島尻消防組合一般会計予算(第	
		5号)の承認を求めることについて	
第6	報告第1号	令和5年度島尻消防組合一般会計繰越明許費繰越計 算書の報告について	
第 7	議案第8号	令和6年度災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車契	
		約の締結について	
第8	議案第9号	令和6年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算	
		(第1号) について	

午前10時00分

議長 (運天貴也)

これより令和6年第2回島尻消防組合議会臨時会を開会したいと思います。

日程第一、「会議録署名議員の指名」を行います。

島尻消防組合議会会議規則第71条により、本日の会議録署名議員は3番森山悟議員、4番新垣勝夫議員を指名したいと思います。

日程第二、「会期の決定の件」を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり) 異議なしと認めます。よって、本会議は7月2日の1日間と決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。

管理者より、承認第1号「専決処分令和5年度島尻消防組合一般会計予算(第5号)の承認を求めることについて」、報告第1号「令和5年度島尻消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、議案第8号「令和6年度災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車契約の締結について」、議案第9号「令和6年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算(第1号)について」、4件の議案が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。 日程第四、管理者のあいさつについてです。

管理者 (古謝景春)

おはようございます。令和6年第2回島尻消防組合臨時会を本日招集いたしましたところ、ご出席を賜りありがとうございます。臨時会の開催に当たりごあいさつを申し上げます。

さて、沖縄県は5月中旬から梅雨入りし、6月下旬ごろに梅雨が明け、本格的に厳しい暑さが到来しております。関係各位におきましては、熱中症対策や健康管理には、十分に気をつけて下さい。

また、最近では異常気象や発達した線状降水帯の影響により、全国各地で風水害や土砂災害の危険度が高まっており予断を許さない状況にあります。100年ぶりの降水量とのことであり、当組合においても各種災害への対応するために、去る6月25日から26日にかけて消防団員による救助資機材取扱い訓練を実施しております。

この訓練は災害現場を想定し、実践的な活動と救助技術を共有することにより、消防団員の能力 向上と士気の高揚に繋がっております。これを機に更なる消防職員と消防団員の結束を深め、万全 な体制で消防業務を遂行していきます。

本日の臨時会については、4件の案件が提出されております。専決処分の承認、一般会計繰越明 許費繰越計算書の報告、議案としては、「令和6年度災害対応特殊水槽付き消防ポンプ自動車契約 の締結について」、及び「令和6年度島尻消組合一般会計補正予算(第1号)について」でありま す。

日程に沿ってその都度事務局より説明申し上げますので、慎重審議の上、議決を賜りますようよ

ろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長 (運天貴也)

日程第五、承認第1号であります。承認第1号「専決処分令和5年度島尻消防組合一般会計予算 (第5号)の承認を求めることについて」議題といたします。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長(城間 功)

おはようございます。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。

首題のことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、 別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めま す。令和6年7月2日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

次のページをお開き願います。専決第1号、専決処分書、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和5年度島尻消防組合一般会計補正予算(第5号)を 次のとおり専決処分する。令和6年3月29日に専決処分を行っております。

専決理由といたしまして、令和5年度一般会計補正予算(第3号)において、旧具志頭出張所用地測量委託事業として、3款1項1目委託料44万円を計上、隣接地権者との立ち合いが完了してないことから、当該年度内での事業完了が見込めず、繰越明許が生じた。

また、3款1項3目消防施設費の消火栓維持管理費及び消火栓新設移設費とともに基数減による負担金軽減となりましたが、ともに議会招集する時間的余裕がなかったためでございます。

それでは、令和5年度補正予算第5号、1枚目をお開き願います。令和5年度島尻消防組合一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ245万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,465万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

詳細につきましては、事項別明細書で説明したいと思います。

(繰越明許費)第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

3ページをお願いいたします。第2表繰越明許費、3款1項消防費、旧具志頭出張所用地 測量委託事業、金額44万円でございます。

理由といたしまして、隣接地権者との立ち合いが完了せず、当該年度内での事業完了が見 込めなかったためでございます。

まず、はじめに歳入の説明をさせていただきます。6ページをお願いいたします。1款1項2目、市町特別負担金、補正額245万3,000円の減、消火栓維持管理費及び消火栓新設の基数減等による減額でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。 7 ページをお願いいたします。 3 款 1 項 3 目消防施設費、補正額245万3,000円の減でございます。内容につきましては、消火栓維持 管理費及び消火栓新設の基数減等による減額でございます。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。以上です。

議長 (運天貴也)

これより質疑を許します。質疑のある方。

2番(宮城勝也)

1点、旧具志頭出張所用地測量委託事業について、繰越になったということで、その内容 について詳しく説明を求めたいと思います。

隣接地権者との境界が一致してない状況という説明がありましたけれども、どういう状況が起きているのかということと、去年からここ売却する計画があるということでお伺いしているんですけれども、この繰越したことによっての今後の土地の処分のスケジュールにどういう影響があるのかということと、先程ちょっと全協でも説明あったんですが、今後の対応についてもまとめて説明を求めたいと思います。

次長兼総務課長(島袋清正)

宮城議員の質問に答えたいと思っております。土地をうちが購入したのが昭和51年に購入しておりまして、登記面積の方は購入面積と合致しております。そこで向こうの方に石積みがあるんですけれども、石積みの方が消防側の方に入っているということで、その面積が約57㎡、約17坪がうちの方に石積みがされているということで、当初測量いたしましたら、ちゃんと石積みの方から約50センチから1メートルほど隣の方に入ってはいるんですけど、隣りの地権者の方からは、いや石積みの方が現況だからあっているんじゃないかというようなことがありまして、うちの方としては、ちゃんとした登記面積どおりの方で対応したいと、相手側の方は、いやいや石積みの方があるので、石積みの方が優先ではないかというようなことで、少し折り合いがつかないということとなっております。

そこで、うちの方としては法務省が定めている筆界特定制度というのがございますので、 その方の力をお借りいたしまして対応しようということとなっております。

この方も本来なら、早めにこういう土地関係の方が解決すれば、売却等の方へ進みたかったんですけども、折り合いがつきませんので、その折り合いがつき次第、早めに今後、旧具志頭出張所の土地について対応していきたいというふうに考えております。以上です。

2番(宮城勝也)

こちら八重瀬町内の土地ということで、副管理者もいらっしゃるんですが、八重瀬町として、あの地域、具志頭の土地利用についての勉強会を進めている地域であるんですけれども、早急にこの問題の解決に向けていくべきだと思いますが、八重瀬町として何かできることはないのか。それとも島尻消防ともいろいろ連携していることがあるのか。今後、八重瀬町長として、この課題になっている境界線のことについての考え、所見についてお伺いしたいな

と思います。

副管理者 (新垣安弘)

私もこの問題があることは聞いてはいるんですが、ただ、直接地主さんとの関係で、間に入ってどうこうという要請はまだ受けてはおりませんので、町の方と消防の方とで対応しているのではないかと思っております。

土地の権利の問題、なかなか難しい場合もあるし、ぱっと片付く場合もあるので、相手の あることですから、そこはできるだけ早めに進むようにと願っております。以上です。

議長 (運天貴也)

他に質疑ございませんか。(「進行」と呼ぶ者あり)質疑なしと認めます。これで質疑を 終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「討論なし」と呼ぶ者あり) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。承認第1号「専決処分令和5年度島尻消防組合一般会計予算 (第5号)の承認を求めることについて」は、原案のとおり可決することにご異議ございま せんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第六、報告第1号「令和5年度島尻消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長(城間 功)

報告第1号「令和5年度島尻消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度島尻消防組合一般会計繰越明 許費計算書を別紙のとおり調整したので、これを報告するものでございます。令和6年7月 2日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

次のページをお願いいたします。3款1項消防費におきまして、1件の繰越事業がございます。事業名、旧具志頭出張所用地測量委託業務、金額、繰越額ともに44万円でございます。 以上で報告を終わります。

議長 (運天貴也)

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。 (「質疑なし」と呼ぶ者あり) 質疑なし と認めます。これで質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号を終わります。

日程第七、議案第8号「令和6年度災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車契約の締結について」を議題といたします。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長(城間 功)

議案第8号「令和6年度災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について」。

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入につき、下記のとおり仮契約を締結したので、 地方自治法第96条第1項第8号及び島尻消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得 又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1.契約の対象、令和6年度災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入事業。2.契約の金額、金6,886万円、消費税10%込み。契約の相手方、沖縄県那覇市安謝1丁目23番8号、株式会社 オカノ、代表取締役社長、與儀盛輝。契約方法、指名競争入札。令和6年7月2日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、令和6年度災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入契約は、 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございま す。別紙資料をご参照いただき、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (運天貴也)

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。 (「質疑なし」と呼ぶ者あり) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「討論なし」と呼ぶ者あり) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第8号「令和6年度災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 契約の締結について」は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。(「異議なし」 と呼ぶ者あり)異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第9号「令和6年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算(第1号)について」を議題といたします。

提案者から提案理由を求めます。

消防長(城間 功)

議案第9号「令和6年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算(第1号)について」。

首題のことについて、地方自治法第218条第1項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。令和6年7月2日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

それでは、補正予算第1号の1枚目をお開き願います。令和6年度島尻消防組合の一般会 計歳入歳出補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ148万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ12億9,157万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

まず、はじめに歳入からご説明したいと思います。5ページをお願いいたします。1款1項2目市町特別負担金にて76万7,000円の補正増となっております。内容は、令和5年度消火栓1基設置による負担金の補正でございます。

次に、6款1項1目寄附金にて72万円の補正増となっております。内容といたしまして、 一般市民及び団体からの寄附があり、寄附金の補正でございます。

次に、歳出のご説明をいたします。6ページをお願いいたします。3款1項1目消防費にて12万円の補正増でございます。内容は、寄附金による10節需用費の補正でございます。

最後に、3款1項3目消防施設費にて76万7,000円の補正増でございます。内容といたしまして、南城市消火栓1基新設による負担金の補正でございます。以上で説明を終わります。 ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

議長 (運天貴也)

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

2番(宮城勝也)

1点、寄附いただいた件について説明を求めたいと思います。歳入の方で沖縄首里ロータリークラブさんから60万円のご寄附をいただいたということで、歳出の方で久高島人員搬送車車両購入ということで60万円充てられることになっていますが、そこに今回このご寄附いただくに至った経緯について説明していただきたいのと、あと今回、車両を購入されるということですので、どういう車両かということと、あと車両の登録とか、あと整備費、今後の維持管理費用はどこがもつのかということをお伺いしたいと思います。説明お願いします。署長(仲村常司)

いま宮城議員からの質問にお答えしたいと思います。まず、経緯についてですけれども、 現在、久高診療所には南城市から提供されている往診用の軽自動車が1台ありますが、現在 その車にストレッチャーを詰め込んで、緊急用の人員搬送用車両として併用して使用してい る状況です。

久高島診療所の鈴木先生が人員搬送用の車両も必要ということでいろいろご提案していたんですけれども、なかなかすぐには構成市町動くことができないということで、先生が各団体、医療関係企業だとか、あとは日本消防協会、あと日本国際救急救助技術支援会、あと救急救命士の養成学校、さらには今回、寄附していただく沖縄首里ロータリーさんに車両の寄附はできないかということで、いろいろネットワークを使っていただいて、その中で沖縄首里ロータリークラブさんの会員の方がドクター、医師の方がいらっしゃるんですけれども、その知人の方にお話したところ、ロータリーさんが、じゃ私たちが60万円ぐらいでしたら寄附できますよという形で、その話をいただいて、そこで車両を購入する運びになっております。

また、車両に関しては、この鈴木先生が先にこういった車両がいいなということで、ネットをいろいろ使って、ネット販売等で探して、トヨタのタウンエースという1,500 c c ぐらいのワンボックスの車があるんですけれども、その中古車で探していただいて、その会社の

方で車の方は取り置きしていただいて、これから今回議決いただいて支払いする形になって おります。

今回、車両につきましては、車体のみとなっておりまして、車検とか、初期費用だとか、 保険だとか、そういったのが入っていないんですけれども、そこを構成市町の南城市、あと 八重瀬町と調整したところ、南城市の方が初期費用に関しては消防負担金で出していただく ことになりまして、その後の維持管理に関しては、消防負担金ということで、構成市町、南 城市、八重瀬町の負担でもつことになっております。

まず、この車両をうまく活用して久高島でより多くの生命等を救うことができたらなと 思っております。以上です。

2番(宮城勝也)

私、組合の監査をさせてもらっているんですけど、去年、久高島に行ったときにその車両 の説明を受け、団員の方からも足が出てストレッチャー入らなくて、なかなかできないとい うことを聞かせていただいて、その点も監査報告の中でいろいろ意見提示させていただいた ことが、今回、新しい車両が入るということで、それはよかったことだと思うんですけれど も、本来、組合がきちんと組合備品として整備するべきものではないかなというふうに思い ますし、初期費用も今回、南城市が負担をし、八重瀬町から負担していただくということに なるんでしょうかね。その後の維持管理は組合の予算で、八重瀬町も含めて負担金の中でや るということなんですけど、このあたりどうなんでしょうかね、やはり一緒に構成して市町 でやっている組合として、そこは久高島という特定の島であるとは思うんですけど、今後ま たこういった例えば八重瀬町にもそういった車両とか、備品が整備されるとなったときに、 南城市、八重瀬町が負担するんですか。それであるならば、先程補正あった消火栓新設負担 は各市町村ですよね。そういったふうにやるよというような方針があればいいんですけれど も、今回、結局組合が足りなかったから先生が独自で調べて自分でも寄附もいただいて車両 の調達までしていただいたというのは、本当に有難いことですが、組合としての対応はもっ とちゃんとやるべきじゃないかなというふうに思います。管理者からこの件についてちょっ と答弁をいただきたいと思います。

管理者(古謝景春)

私もこの予算につきましては、ちょっと異常だなということで、もっと議論をして久高というのは特殊な離島ですから、しかも我々島尻消防の管轄でありますから、そういう人命を救助するものとは、いわゆる消火栓と全然異なることですから、そういうことも含めて特殊な地域として島尻消防が支えるべきだというようなことを申し上げたんですが、今回、大変有難い寄贈をいただいて、そういうことが解決したというのは大変有難いことであります。

これは我々消防の車両として、これからまた継続して生命、財産を守る搬送車として維持していきたいと思っております。本当に有難うございます。

議長 (運天貴也)

他に質疑ございますか。(「質疑なし」と呼ぶ者あり)質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「討論なし」と呼ぶ者あり) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第9号「令和6年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算(第1号)について」は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

本臨時会において、議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を 要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ありません か。(「異議なし」と呼ぶ者あり)異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その 他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回島尻消防組合議会臨時会を閉会します。